

仲卸業務、売買参加者及び関連事業者の承認基準は、次のとおりです。

仲卸業務の承認基準

- 1 指定管理者の承認は、取扱品目の部類ごとに行うものとする。
- 2 指定管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないこととする。
 - (1) 法人でないとき。
 - (2) 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき。
 - (3) 条例第35条又は第76条第1項第2号の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。
 - (4) 法人の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。
 - ③ 市場の卸売業者又は卸売業者の業務を執行する役員若しくは使用人であるとき。
 - ④ 暴力団員等であるとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。
 - (7) 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有していない者であるとき。

卸売業または仲卸業の経験がある場合	3年
小売業の経験がある場合	5年

既設法人の場合	直近の事業年度末で、原則、債務超過でないこと
新設法人の場合	別途提出を求める財産状況資料（預貯金、借入金残高）や初年度運転資金調達計画書等により審査する。
 - (8) 承認をすることによって仲卸業者の数が、青果部で10、水産物部で10を超えるとき。
- 3 承認の審査期間は、28日以内とする。

売買参加者の承認基準

- 1 指定管理者の承認は、取扱品目の部類ごとに行うものとする。
- 2 指定管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないこととする。
 - (1) 条例第38条又は同第76条第1項第3号の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から1年を経過しない者であるとき。
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
 - (3) 当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又はその業務を執行する役員若しくは使用人であるとき。
 - (4) 暴力団員等であるとき（法人にあっては、その業務を執行する役員のうちいずれかが暴力団員等であるとき。）。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している

とき。

- (6) 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。
 - (7) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でない（次のいずれかに該当する者）と認められるとき。
 - ① 申請時において未成年の者
 - ② 市場での売買取引に係る代金決済に関する制度に加入していない者
- 3 承認の審査期間は、14日以内とする。

関連事業者の承認基準

- 1 指定管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないこととする。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないものであるとき。
 - (2) 条例第43条又は第76条第2項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。
 - (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
 - (4) 暴力団員等であるとき（法人にあっては、その業務を執行する役員のうちいずれかが暴力団員等であるとき。）。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。
 - (7) 関連事業の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認められるとき。
- 2 承認の審査期間は、14日以内とする。